

広島市規則第40号

令和8年3月31日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年広島市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第463条の23の種別割の減免に関する事務」を「第456条」に改め、「軽自動車税の減免」の右に「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の地方税法第463条の23の種別割の減免」を加える。

第18条中「子ども」を「こども」に改める。

附 則

この規則中第4条第6号の改正規定は令和8年4月1日から、第18条の改正規定は令和9年1月1日から施行する。